

平成 29 年 12 月 8 日

消費者機構日本と株式会社ワイヤレスゲートとの裁判外の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、ワイヤレスブロードバンドサービス（以下「本件サービス」という。）を提供する株式会社ワイヤレスゲート（以下「ワイヤレスゲート」という。）に対し、本件サービスを利用する消費者（以下「登録ユーザー」という。）との間で使用されるワイヤレスブロードバンドサービス利用規約（以下「本件規約」という。）について、以下のとおり申し入れた事案である。

- ① 登録ユーザーが、ワイヤレスゲートの指定する日までにクレジットカード決済の方法で本件サービスの利用料金の支払をするものとする本件規約の契約条項に違反して、当該支払をしない場合には、ワイヤレスゲートは、事前に通知又は催告をすることなく、当該登録ユーザーの登録を取り消すことができることとする契約条項が、消費者契約法第 10 条に規定する消費者契約の条項に該当するとしてその削除
- ② 以下の契約条項が消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号に規定する消費者契約の各契約条項に該当するとしてその削除
  - ア ワイヤレスゲートは、本件サービスを使用することにより登録ユーザーに発生した損害の全てに対し、本件規約に明示的に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとし、かつ、損害を賠償する義務はないものとする契約条項
  - イ 通信区域内で通信できない場合であっても、登録ユーザーは、ワイヤレスゲートに対し、通信が制限されたことによるいかなる損害賠償も請求することはできないこととする契約条項
  - ウ ワイヤレスゲートは、ワイヤレスゲートが行う登録取消し等により

登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負わないこととする  
契約条項

エ ワイヤレスゲートは、ワイヤレスゲートによる本件サービスの提供  
の中断、停止、利用不能又は変更、登録ユーザーのメッセージ若しく  
は情報の削除又は消失、登録ユーザーの登録の取消し、本件サービ  
スの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷その他本件サ  
ービスに関連して登録ユーザーが被った損害につき、賠償する責任を  
一切負わないものとする契約条項

オ ワイヤレスゲートは、ワイヤレスゲートの故意又は重過失により生  
じた場合を除き、無線通信が利用できないことについて、いかなる責  
任も負わないものとし、登録ユーザーに対し、その損害を賠償する義  
務はないものとする契約条項

③ ワイヤレスゲートは、本件サービスに関連して登録ユーザーが被った  
損害について、一切賠償しないこととし、消費者契約法の適用その他の  
理由によりワイヤレスゲートが登録ユーザーに対して損害賠償責任を負  
う場合においても、ワイヤレスゲートの賠償責任は、損害の事由が生じ  
た時点から遡って過去1年の期間に登録ユーザーから現実に受領した本  
件サービスの利用料金の総額を上限とする契約条項が、消費者契約法第  
8条第1項第2号及び第4号に規定する消費者契約の各契約条項に該当  
するとしてその削除

## (2) 結果

消費者機構日本とワイヤレスゲートは、平成29年10月18日に別紙のとおり  
合意した。

### 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本（法人番号：9010005008351）

### 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社ワイヤレスゲート（法人番号：2010701015153）

### 4. 当該裁判外の和解に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>

## 合意書

株式会社ワイヤレスゲート（以下、甲という）と、適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者機構日本（以下、乙という）は、下記事項につき合意する。

### 記

第1条 甲は、2017年11月1日以降、甲の使用する「ワイヤレス ブロードバンド サービス利用規約」より、クレジットカード決済ができなかったことにより無催告で契約を解除できる趣旨の条項を削除し、今後、同趣旨の意思表示を行わないこと。

第2条 甲は、2017年11月1日以降、消費者と契約するに際し、甲の使用する「ワイヤレス ブロードバンド サービス利用規約」より、甲の責めに帰すべき事由があるにもかかわらず顧客に生じた損害への賠償を全部免責する条項、及び甲に故意又は重大な過失がある場合であっても損害賠償額の制限を定める条項を削除し、今後、消費者との契約においては同趣旨の意思表示を行わないこと。

第3条 甲は、自らの従業員等に対し、従業員等が前掲第1条及び第2条の趣旨に沿った業務を行うよう、適切な研修、指導を行うなど、必要な措置をとるものとする。

第4条 甲が前掲第1条及び第2条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は次の処置をとるものとする。

- (1) 再発防止のため、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (2) 乙は甲の違背行為について、乙のウェブサイトに掲載して公表する。
- (3) 甲及び乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、双方合意の上、新たな合意書を締結する場合がある。

第5条 乙が本合意書の履行内容を確認するために、甲に対してその確認のための協力を求めたときには、甲は必要な協力を行うものとする。

第6条 甲及び乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲及び乙は、本合意書面を2通作成のうえ、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2017年10月18日

甲) 東京都品川区東品川二丁目2番20号  
株式会社ワイヤレスゲート  
代表取締役CEO 池田 武~~弘~~

乙) 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階  
適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者機構日本~~会~~  
代表理事 理事長 和田 寿昭